

国産飼料用米を給与した畜産物マーク利用許諾要領

制定 平成 28 年 11 月 22 日付け 28 日養豚協会発第 28 - 70 号
一部改正 平成 28 年 12 月 20 日付け 28 日養豚協会発第 28 - 74 号

第 1 趣旨

この要領は、平成 28 年度米活用畜産物等ブランド化推進事業のうち米活用畜産物等全国展開事業により、作成された「国産飼料用米を給与した畜産物マーク」（以下「マーク」という。）の利用の許諾（以下「利用許諾」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 マークの目的

マークは、国産飼料用米について単なる輸入とうもろこしの代替として活用するだけでなく、国産飼料用米を給与した畜産物の付加価値向上の取組を全国に広げ、地域で生産された飼料用米の取引価格の向上を目的とする。

第 3 マークの権利の帰属

- (1) マークに係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む）その他の一切の知的財産権は、一般社団法人日本養豚協会が所有する。
- (2) 一般社団法人日本養豚協会は、必要に応じて、権利を保護するための登録（産業財産権又は著作権を各国管轄庁へ登録）を行うものとする。

第 4 図柄等

- (1) マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図の通りとする。
- (2) マークを利用する者（以下「利用者」という。）が、マークをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) マーク本体にかからない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。ただし、併記する文字は、一般社団法人日本養豚協会会長（以下「会長」という。）の許諾を得たものに限る。

第 5 利用許諾の申請及び許諾

- (1) マークの利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会長宛てに「様式 1」の「国産飼料用米を給与した畜産物マーク利用許諾申込書」に必要書類を添付の上、申請するものとする。
- (2) 会長は、内容を審査の上、この要領に適合すると認めた申請について、米活用畜産物等全国展開事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 政統第 748 号農林水産省政策統括官通知）第 8 の (4) の規定に基づき農林水産省の承諾を得た上で、「様式 2」の「国産飼料用米を給与した畜産物マーク利用許諾証」を申請者に発行する。
- (3) 会長は、必要に応じマークの利用申請及び利用に当たって条件をつけることができるものとし、またマーク利用の許諾を受けた者が、この要領に違反した場合には、利用許諾の取消し及び是正のための措置をとることができる。
- (4) 会長は、政治団体、宗教法人又は反社会的勢力から、(1) の申請を受け付けないものとする。

第 6 利用許諾の申請の除外

国が広くマークの普及を行う目的で使用する場合には、使用申請及び許諾の手続きを省略することができるものとする。

第 7 マークの利用条件

- (1) マークは、国産飼料用米を給与した畜産物及びその加工品に表示することができる。
なお、当該畜産物については、畜種別や給与時期に応じ、国産飼料用米の給与により付加価値が顕在化する量が給与されていることを基本とする。
- (2) マークは、国産飼料用米を給与した畜産物の付加価値向上のため、国産飼料用米を給与し

た畜産物及びその加工品のPR用としてポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。

- (3) マークの利用許諾を受けた畜産物を原料とする加工品にマークを利用する場合は、別途、申請を行うものとする。
- (4) 以下のような利用は、禁止する。
 - ① 個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとしての利用
 - ② 個別の商品、企業・団体が提供するサービス等における原材料の比率が高いことや、商品・原材料の品質を保証すると誤認させるものとしての利用
 - ③ 法令や公序良俗に反すると認められるような利用
 - ④ 事務局の認めない募金活動と関連付けての利用
 - ⑤ その他国民運動の趣旨に反すると認められるような利用

第8 マークの利用料

マークの利用に係る対価は徴収しないものとする。

第9 マーク利用許諾を受けた利用者の義務

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに会長に通知するものとする。
- (3) 利用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について一般社団法人日本養豚協会と協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は利用者が負担するものとする。
- (4) 利用者は、使用するマークを付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
- (5) 利用者は、会長から要請がある場合は、マークの利用実態の報告又は利用商品等の提出を行わなければならない。

第10 マークの不適正な利用などに当たっての措置

マークの利用許諾を受けた利用者がこの要領を遵守せずに、マークを不正に利用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 是正のための改善措置
- (2) 警告
- (3) 利用許諾の取消し
- (4) 企業名・団体名の公表
- (5) 訴訟

第11 マークの利用期間

- (1) 利用期間は設けないこととする。
ただし、会長は、利用者に対し、期限を定めて、マークの利用を終了する旨指示をすることができる。
- (2) (1)により指示を受けた利用者は、当該指示による利用期間の終了後は、新たなマークの利用、マーク付き商品の製造等を行ってはならない。
なお、利用期間終了前までに製造したマーク付き商品（利用期間終了前までに出荷又は販売したものを含む。）に関しては、当該商品が消費されるまでの期間はマークの使用を認める。

(附則)

- (1) この要領は、平成28年11月22日から施行する。
- (2) 米活用畜産物等全国展開事業の実施主体が、平成29年度以降において一般社団法人日本養豚協会から他の団体に変更となった場合は、別途、畜産物マーク利用許諾要領を制定するものとする。

(附則)

この要領の一部を改正し、平成28年12月20日から施行する。

(申請書類等送付先)

〒151-0053 一般社団法人 日本養豚協会
東京都渋谷区代々木2-27-15 高栄ビル2階
TEL : 03 (3370) 5473 FAX:03 (3370) 7937

(様式1)

国産飼料用米を給与した畜産物マーク利用許諾申込書

平成 年 月 日

一般社団法人日本養豚協会会長 殿

申請者[利用予定者] (所在地) 〒
(名 称)
(代表者)

印

ロゴマークの利用に当たり、貴協会で平成28年11月20日制定の「国産飼料用米を給与した畜産物マーク利用許諾要領」を承認の上、下記のとおり利用許諾を申請します。

記

1. マークを使用するもの(該当箇所にチェックする)
商品の包装資材 チラシ パンフレット ポスター 広告 名刺
その他()
2. マーク、マークシール等の印刷予定数
(1) 印刷アイテム予定数: () 個
(2) 総印刷予定数(個)数: () (個) 枚
(3) マークの大きさ: タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm
3. 使用地域又は店舗名等
(地域名又は店舗名等:)
4. 貴法人等業態:(該当箇所にチェックする)
農林水産物生産者 農業協同組合 食品卸売業 食品小売業
食品製造業 食品製造・小売業 商社 外食産業
その他()
5. 農林水産省が利用許諾状況をホームページで公表する場合、貴法人等名の公表の希望の有無(該当箇所にチェックする)
有り 無し
6. 国産飼料用米の納入元及び使用数量等
(1) 国産飼料用米を給与した畜産物等の生産又は販売等を行う上でマークを利用する場合
飼養している畜種、規模、国産飼料用米の給与実績(納入元、使用数量等)及び予定が分かる資料(給餌計画等)を添付
(2) 国産飼料用米を給与した畜産物等の普及を目的にマークを利用する場合
使用目的、デザイン及び配布先などが分る実施計画等の資料を添付
7. 問合せ先
(1) 部署名:
(2) 担当者名:
(3) TEL・FAX:
(4) E-mail:

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
2. 名刺にマークの印刷を行う場合は、会社、団体、グループ等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。

(様式2)

国産飼料用米を給与した畜産物マーク利用許諾証

平成 年 月 日

(申請者 [利用予定者]) 殿

一般社団法人日本養豚協会会長

平成 年 月 日付けの国産飼料用米を給与した畜産物マーク利用許諾申請について、本通知により許諾する。